

第3回 国立市まちづくり審議会会議録

日 時 場 所 議 題	平成29年3月10日（金）午後2時00分～3時30分 市役所1階 東臨時事務室 1. 議題 (1) 国立市ホテル審議会委員の選出について 2. 諮問 (1) 公益上やむを得ないと認める建築物としての取扱いについて (2) 大規模開発構想について (3) 景観構想について 審議案件 開発事業名称：(仮称) 藤村学園複合体育館新築工事 事 業 者：東京都国立市富士見台4-30-1 学校法人 藤村学園 理事長 雨宮 忠 事業区域の所在地：国立市富士見台4-30-1外 3. その他
出席委員 (敬称略)	福井会長、大塚副委員長、大木委員、観音委員、倉本委員、室内委員、桂委員、杉田委員、齋藤委員、北島委員、喜連委員、山川委員、
事務局	佐々木都市整備部長、江村都市計画課長、安波指導係長、高橋、土田
傍聴者	4名

第3回 国立市まちづくり審議会

- 福井会長 : 本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。
それでは、ただ今から第3回国立市まちづくり審議会を開催いたします。
開会に先立ちまして、今回初めて出席される委員を事務局よりご紹介していただきます。
- 事務局 : それでは、本日初めて出席される委員の方をご紹介させていただきます。
桂耕史委員でございます。
- 桂委員 : どうぞよろしくお願いたします。
- 福井会長 : ありがとうございます。
それでは議事に入らせていただく前に、市側を代表いたしまして、都市整備部長からご挨拶をいただきます。
- 都市整備部長 : 皆さん、こんにちは。都市整備部長の佐々木でございます。本日はご多忙のところ、第3回国立市まちづくり審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
また、日頃より国立市政にご指導、ご協力をいただき、感謝を申し上げます。
さて、本日の審議会につきましては、既にご案内しておおり、議題としましては「国立市ホテル審議会委員の選出」を、審議案件といたしましては、前回に引き続きまして、「(仮称)藤村学園複合体育館新築工事」について、1つ目は「公益上やむを得ないと認める建築物としての取扱いについて」、2つ目は「大規模開発構想について」、3つ目は「景観構想について」の3点について、まちづくり条例及び都市景観形成条例の規定に基づき、本審議会の意見を賜りたいと考えております。
本日は、前回の概要説明及び現地確認を踏まえまして、本格的に御審議をいただくこととなりますが、何分最初の諮問ということとなりますので、資料等で行き届かない部分もあろうかと思いますが、ご理解、ご協力の程よろしくお願いたします。
簡単ではございますが、挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いたします。
- 福井会長 : どうもありがとうございます。
それでは本日はご案内のとおり、議題として「国立市ホテル審議会委員の選出について」と、諮問事項として、「公益上やむを得ないと認める建築物としての取り扱いについて」、「大規模開発構想について」、「景観構想について」、以上の3点を予定しております。
それから委員の出席でありますけれども、西村委員からご都合により欠席の旨、連絡を受けておりますのでご報告いたします。
ただいまの出席数は12名であります。したがって、条例第47条第2項の規定に基づいて定足数に達しておりますので、これより議事日程に従って会議を進めさせていただきます。
まず、事務局から、本日の配付資料の確認をお願いいたします。
- 事務局 : それでは、本日の配付資料の確認をさせていただきます。
まず、郵送でお送りしました資料から確認させていただきます。初めに1枚目がございますのが、今回の審議会の開催通知であります。2枚目に議事日程がございます。そ

れ以降は、右上に資料番号が振っておりまして、まず資料1と書かれております「ホテル建築規制に関する条例」の冊子がございます。資料2といたしまして、「前回の審議会の意見に対する見解について」というタイトルのものが1冊ございます。資料3といたしまして、「近隣住民への対応結果について」という資料がございます。資料4となりますが、「(仮称)藤村学園複合体育館の公益性について」の資料が1枚ございます。

本日配付させていただきました、当日配布資料を確認させていただきます。開発事業手続台帳の資料が1式ございまして、それから案内図が1枚ございます。

資料につきましては、以上でございます。不足等ございましたら、事務局にお申しつけください。

福井会長 : ありがとうございます。不足はございませんでしょうか。

それでは、議事に入らせていただく前に、本審議会の公開について、第1回の審議会では本審議会は原則公開ということで確認させていただきましたが、改めて確認させていただきます。個別具体的な議論をする際には、部分的に非公開とすることも想定されておりますが、今回は非公開とする個人情報等は含まれていないと判断いたしますので、公開する形で進めさせていただくことにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

福井会長 : それではご異議なしということで、本日の審議会は公開とさせていただきます。

それでは議事に入らせていただきます。議題の(1)「国立市ホテル審議会委員の選出について」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 : お手元に資料1をご用意ください。こちらは国立市ホテル建築規制に関する条例と規則になります。こちらの1ページ、下段の方になりますが、第4条に審議会の規定がありまして、「市長は、このホテル建築規制に関する条例の施行に関し必要な事項を調査及び審議するため、国立市ホテル審議会を置く」としてあります。また2項で、「審議会は、委員7人以内をもって組織する」となっています。

ページをおめくりいただきまして10ページ、規則の第5条になりますが、ホテル審議会の構成メンバーとしまして、2号で「次に掲げる関係団体からの推薦者 各1名以内」と規定しております。その中のエになりますが、国立市まちづくり審議会からホテル審議会へ推薦するとなっております。

この規定に基づきまして、市長より、本年1月13日付でホテル審議会委員の推薦について本審議会に依頼させていただいております。そのため、今回まちづくり審議会の中で、議題として当該審議会委員の選出について挙げさせていただいております。よろしく申し上げます。

福井会長 : ありがとうございます。

資料1のとおり、国立市ホテル建築規制に関する条例施行規則の第5条第1項第2号にあるとおり当審議会から国立市ホテル審議会委員を推薦することとなっておりますので、1名を選出していただきたいとの説明がございました。

選出に当たりまして、委員の皆様から立候補やご推薦がございますでしょうか。特にないようでしたら、私からご指名させていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょう

か。

(「異議なし」の声あり)

ホテル審議会ですが、こちらはホテル等の建築に伴い、必要な事項を審議するということとなりますので、市内の商工関係の観点から判断していただく場合が想定されます。したがって、商工会推薦の委員でいらっしゃる桂委員にお引き受けいただければと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

福井会長 : それでは桂委員に、国立市ホテル審議会委員をお願いしたいと思います。

続きまして、諮問事項の審議に移ります。

今回の審議案件につきましては、前回からの継続案件であります「(仮称)藤村学園複合体育館新築工事」となりますので、計画概要の説明は省きまして、今回配付した資料の補足説明を、事務局よりお願いいたします。

事務局 : 開催通知の際にお配りしております資料2、資料3、資料4、こちらを使ってご説明させていただきたいと思います。関連する事項等もありますので、資料2、資料3、資料4について一括して補足説明をさせていただきます。

まず資料2をご用意ください。前回1月13日に開催した審議会の中で、いただいた意見に対する見解ということで、事業者より2月7日及び2月24日に回答がありましたので、その内容についてまとめた資料となります。

まず1つ目の項目としまして、南側の圧迫感への配慮が必要ではないかといったご意見がありました。この点につきましては、色彩は周辺との調和を図り、また、壁面の後退は、計画を進める過程で、例えば倉庫の形状とか高さといった細かい点は、今後実施設計していく中で可能な限り配慮するとの回答がありました。また、計画建物の南側につきましては、新たな植栽を配置して、圧迫感の軽減を図るように努めるとのことです。

2番になりますが、「建築物の高さについて」ということで、計画建物は3層になっていますが、この3層の体育館が公益上必要となってくるかどうかというところで、何点か資料の提出がありました。本計画敷地内には6カ所の体育施設、体育館等がありますが、現状施設の不足から授業やクラブ活動に支障をきたしている状況であると説明がありました。また、地下1階の体育館につきましては、その西側にある5号館を建替える際に必要となり、3階については、実績を挙げている新体操競技部が競技できる国際基準の16メートルの天井高の体育館であり、2階と1階部分の多目的ルームについては、先程も触れましたが、授業、クラブ活動等で現状施設が不足している状態ですので、多目的ルームで解消していきたいとの説明がありました。それを重ねていくと、建築物の高さとしては34.2メートルになると回答がありました。

6ページをお開きください。前回の審議会でも、1階、3階部分については詳しく説明させていただきましたが、多目的ルームの必要性についてご意見等ありましたので、事業者から多目的ルームに絞って必要性を書面で提出がありました。

中段あたりになりますが、本学園の計画地は敷地が狭く、体育施設が十分に整備されておらず、本来屋内で練習すべきところ、施設数の不足により屋外で練習している現状があるということです。また、そのことによりケガをしたという事例も発生していると

のことです。今回、学生の安全面からも、新しい活動場所として体育館が必要という回答がありました。

また、下段の方になりますが、本計画地は前回の審議会でもご説明させていただきましたが、市の広域避難場所として指定されております。陸上グラウンドを避難場所としておりますが、実際に災害等が発生した際には、天候及び時間帯によっては、今回計画されています耐震性を備えた複合体育館に避難していただくことも、想定しているとのことです。また、目的ルームは、通常の体育館より天井が低いといった面で、空調面でも避難時に快適に過ごしていただけるようになっていっていると回答がありました。

また、一番下の段になりますが、藤村学園は体育大学になりますので、体育館の意味合いは、通常の大学であれば教室と同様のものとなります。学生のために体育館を整備する必要があると、回答がありました。

1 ページ目に戻っていただきまして、7、8、9、10 ページにつきましては、授業やクラブの活動で現状の施設使用状況と、各フロアで想定している競技の寸法、大きさを記載しています。こちらの詳しい説明は省かせていただきます。

3 番目になりますが、「周辺からの見え方について」ということで、前回パースの方が間に合わなくて、大変ご迷惑をおかけしましたが、各視点場から想定されるパースを11 ページから22 ページまでに、写真に重ね合わせた見え方、想定パースを23 ページから28 ページまでに添付しております。

見方としまして、11 ページは、各視点場、どこから見たパースかといったことを地図に示しております。12 ページをお開きいただきますと、色の関係が現状と違うのでわかりづらい部分もありますが、上段でいいますと、真ん中の白い建物、これが計画される建物の規模を示しております。そして、西側から南側の道路境界沿いを、徐々に進んでいく形でパースが示されております。

次に14 ページをお開きください。こちらは視点5になりますが、南側の道路から学校が計画している部分を見たパースになります。先程、圧迫感の軽減で緑地の件について触れましたが、現状、樹種等細かい部分は描写しておりませんが、建物と南側道路境界の間に、植栽を施すという計画となっております。

あとの視点場については説明は省かせていただきます。

24 ページをご覧ください。あまり詳細なものではないのですが、現状の周辺写真に、計画建物を当てはめたパースになります。こちらの白い網目状の部分が、計画建物になります。視点1、視点2、視点3につきましては、さくら通り側から南側の道路、側から計画地を見たパースになります。

2 ページにお戻りいただきまして、4 番目の項目になりますが、「計画地内の既存緑地の詳細について」示してもらいたいということでしたので、29 ページが各部分の緑地の面積を記載したものになります。その裏の30 ページが、各部分に植栽している樹種等の記載になります。実際に現状とは一部異なっている部分がありますが、前回指導要綱の手続を行った際に、現状で言う4号館の建物計画時の緑地になります。

2 ページに戻っていただきまして、5 番目の項目です。「近隣住民の対応について」ということで、この後資料3で詳しくご説明させていただきますが、事業者の回答とし

ましては、南側（斜め部分）の形状、窓の場所、空調設備の位置を気にされている方がいるため、近隣住民に配慮し、再度検討した上で、今後近隣説明会等を行っていくという回答がありました。

6番の「グランソシエ国立からの眺望について」ですが、問い合わせのあった方には、現状、建物の細かい形状が決まっていない段階ですので、説明できないと回答しているということです。細かい設計が進んだ段階で、どの範囲に影響があるのかといったところを個別に説明していきたいという回答がありました。

7番目の色彩につきましては、審議会の意見に配慮して、計画の検討を行うということです。審議会で出たご意見としましては、YR系を入れた方がよいのではないかと、ブルー系は避けた方がよいのではないかとといったご意見もありましたので、そういったご意見に配慮した中で、計画検討を行っていくとのことでした。

8番目の「本計画建物の公益性について」ということですが、4ページの10番目の項目をご覧ください。前回の審議会で、市としてこの建物の公益性があるのかどうかについて、考えを示してもらいたいというご意見がありましたので、この後ご説明させていただきますが、資料4に市の見解として記載させていただいています。この10番につきましては、事業者側の公益性の観点について整理した資料でございます。

前段としましては、学園そのものについて書かれておりまして、中段では建物自体の老朽化について、下段では、現状、体育大学としては狭小な敷地で運営されていますが、新たに隣接地を取得して、既設のテニスコートを新たに取得した場所に移設し、テニスコート跡地に複合体育館を建設すること、また、広域避難場所としての必要性について、回答がありました。

再度2ページに戻っていただきまして、9番目としましては、「立川崖線への配慮について」ですが、国立市緑の基本計画にまちづくりの計画があります。その中で、東京女子体育大学（藤村学園）は拠点地区の形成計画に位置づけられておりまして、その中で「接道部等でクヌギやコナラなどの植栽を進め、立川崖線の再生を関係者と協力して進める」としています。先ほどの新たな植栽を計画していくにあたっては、こういったものに配慮した形で進めていくとの回答がありました。

10番目になりますが、「計画地内の将来的な計画について」ということで、これも一部前回ご説明させていただいたものにプラスした形で回答がありました。基本的には、計画地の中ほどにあります5号館から8号館については、昭和50年代前半に建設されているため、大学としては周年事業として10年に一度のペースで老朽化した建物の建替えを計画しているとのことでした。今回の複合体育館の次は、計画地の西側に位置するバレーボール、バスケットボールで使用している5号館の建替えを計画しているとのことでした。

11番目としましては、「天空率の使用について」ですが、本計画では天空率を使用していないということです。

資料2の説明は以上でございます。

続いて、資料3の説明をさせていただきます。資料3には、近隣住民への対応結果について、記載させていただいております。

まず、説明会についてですが、前回の審議会と同日、1月13日の夜に説明会が開催されました。その主な質疑について記載させていただいています。出席者は約40名で、主な意見としましては、「富士山の眺望への影響」、「テニスコート移転先については、新しい住宅が南側に建っているので、騒音についての配慮をしてもらいたい」、「テニスコート移転のスケジュール」、「テニスコート周囲に通路及び街灯が設置されたが、それについて説明がなかった」などの意見がありました。その他にも、高い建物が建つ事が前提となっていることが疑問であり、住宅地なので不安であるといった意見や、また、この意見が最も多かったのですが、説明会で図面の提供等がなかったため、次の説明会はこの段階で行うのかといった意見が、強く挙がっていました。

また、2つ目としましては、これまで説明会も含めまして、近隣住民からの要望について市の方で把握しているものについて、相談―指導―経緯として11ページからまとめております。

説明会の前後から、近隣住民の方からは電話もしくは来庁されて、計画についての質問等が市にも寄せられております。その中で多くの意見が寄せられましたのは、先程の説明会のご説明でも挙げさせていただきましたが、説明会の際にパワーポイントのみで、配付資料がなかったため、欠席された方、また説明会に出席された方も、計画内容について把握しづらかったといった等のご意見が多く挙がっていました。

そういったことを踏まえまして、13ページに記載していますが、本年の1月26日に、事業者、設計代理人に近隣住民からいただいたご意見等についてお伝えしました。その結果としましては、近隣住民が広範囲になり、エリアごとで意見の趣旨、種類が変わってくるため、現状は構想段階ですので、できるだけ説明会は避けたい。しかしながら、近隣住民から理解していない、理解しづらいといった意見があったことを踏まえて、土地利用や断面図等について、個別に、全戸配布していくといった回答があり、2月10日に近隣住民の方々に配布をしております。

しかしながら、全戸配布を行った後も、近隣住民の方が来庁されたり、電話等での問い合わせ等が来ております。

その次の15ページについては、今回まちづくり条例の中で、近隣住民は意見書を提出することができるかと規定しており、その意見書について、事業者は見解を示すこととしております。本案件につきましては、構想段階で2件の意見書をいただいております。そちらの意見書が15ページと16ページになります。項目としては重なる部分もありますが、1つ目としては「説明会の再度開催」、2つ目としましては、「例において建築物の高さが19メートルに規定されているにもかかわらず、規定を超える計画をしている理由」、3つ目に16ページに記載がありますが、「条例の趣旨を理解し、近隣住民に誠意を持って対応するべきだが、できていないのではないか」、といった意見がありました。

これを受けまして、2月28日に事業者より見解書が提出されておまして、18ページ、19ページにそれぞれの意見に対する見解書が添付しております。

まず、説明会につきましては、当初は大規模開発構想の段階と、次の開発事業の段階で説明会を行うとの説明がありましたが、説明会を開催して欲しいという意見を受けま

して、事業者側としましては、開発事業の手続の前段、基本設計の段階で任意の近隣説明会を開催するといった回答がありました。

また、高さにつきましては、本審議会に諮問させていただいていますが、公益上やむを得ない建築物として扱えるかどうかについて、市の判断をいただく予定ですといった見解がありました。

また、近隣住民の対応については、19ページにあります。説明会も任意で開催するといったところで、計画が進捗する段階毎に、誠意を持って対応していきたいといった見解が示されております。

「近隣住民への対応結果について」は以上になります。

最後になります。資料4になります。「市としての本計画についての公益性について」まとめさせていただきました。一部前回の資料と重複する部分があり、全て読み上げると時間も必要ですので読み上げませんが、まず、国立市総合基本計画で、市としてはまちづくりの基本理念の都市像を、「文教都市くにたち」としております。その中で、「教」の側面としまして、教育機関がまちの様々な活動を教育資源を使って支援すると共に、生み出される知的資源を地域社会に還元し、活用することが重要であるとしております。また、都市計画マスタープランにおいて何度かご説明させていただきましたが、広域避難場所等の機能の充実として、オープンスペースとしての利用や震災時に対応できる機能の充実を図っております。

これらの観点を踏まえ、本計画建物の公益性としましては、まず体育大学の体育館は、事業者側からの回答もありましたが、一般大学の教室と同様で、教育資源になりますので、そこで知的資源を生み出すに当たっては、事業区域内の既存施設だけでは充実した授業カリキュラムがこなせない状況にありますので、本計画建物は必要なのではないか。また、既存施設の大半が昭和50年代前半に建てられたものですので、限られた敷地の中で建替えを検討する上では、幾つかの競技を行える体育館を、複合体育館として建築する必要性が生じてくると考えております。また、既存の体育館で実施している市民等向けの公開講座、定期レッスン、ジュニアユースクラブ等について、今後体育館が建設されれば安全性が高い本計画建物内で実施されることが想定されます。

また、当該地西側には立川断層がありまして、平成23年の東日本大震災以降には、地震発生の可能性が高まる恐れがあるといった見解が示されております。そのため、広域避難場所としての必要性は高まってくると想定しますが、現状の陸上グラウンド等のみではなく、施設内への避難といった観点からも、当該地周辺地域の防災力の向上といった面では必要であると考えられるので、公益上やむを得ない建築物として考えられるとまとめております。

資料の説明は以上になります。

福井会長 : ありがとうございます。

資料2につきましては、1ページと2ページは前回の審議会で挙げた主な意見について事業者からの回答に一部市で追記したものになります。

3ページ以降は、事業者からの回答になります。

資料3につきましては、1月13日に行われた説明会での近隣住民への対応経過を示

していきまして、1ページと11ページから14ページは市で作成されたものになります。

資料4につきましては、それらの内容を踏まえて、本件建物に対して、市がどう考えるかを示していただきました。

これで議論に入りますが、質問とご意見は分けて議論をしたいと思っておりますので、まず資料につきましては、ご質問がありましたらお願いいたします。

大塚委員 : 資料4というのは、今回の審議会に合わせて作成されたのですか。

事務局 : はい。

大塚委員 : 今回の審議会で、この件に関して審議は終了になりますか。この後に答申をしたら、再度審議会で審議することはできないのですか。

事務局 : 答申内容については、事務局側から、こうしていただきたいとまではないのですが、現状が構想段階ですので、なかなか詳細について議論していただけない部分がありますので、一定の見解を示していただき、より具体的な計画が固まってきましたら、再度審議していただくことも考えております。

福井会長 : 他にご質問、いかがでしょうか。

山川委員 : 次に建替える計画は、現在バレーボールとバスケットボールで使用している5号館ですよね。そのバレーボールとバスケットボールは今回の地下1階につくる施設に移すようですが、建替え後の5号館に想定する種目等のプランというのはできているのですか。

事務局 : そのことについては、先程、説明を省かせていただきましたが、資料2の9ページに、各フロアで想定される種目と、それらの参考に平面的な面積は算出しております。

山川委員 : 5号館の建替え時に、また重ねて、バレーボールとバスケットボールの施設をつくるわけじゃないですよね。

事務局 : 詳しい検討はまだなされていないようですが、今回新たに計画される建物に、バレーボール、バスケットボール等の競技を移せば、今後、5号館の次は6、7、8号館の建替えが想定されますので、順次、競技スペースが不足することのないように計画していくと思われま。

大木委員 : 先ほど意見書に対する回答で、設計段階で自主的に説明会をするということですが、その時期など、目処はたっていますか。

事務局 : 今回、答申していただけるかわかりませんが、学校側からの説明では、やはり公益上やむを得ない建築物としての扱いがなされるかどうかで高さが変わってきますので、高さが決まるか、ある程度方向性が決まった段階から、基本設計を開始したいということです。基本設計を開始した後で、現状より詳細な計画ができた段階で、近隣の方々に説明していくということですので、来年度の早い段階には説明会を開催したいということです。

なお、近隣住民には、大まかなスケジュールを配布しておりまして、任意の近隣説明会の開催としては、平成29年度中と示しております。

福井会長 : 来年3月までということですね。概ねの設計のスケジュールを教えてくださいませんか。

事務局 : 来年度につきましては基本設計を行い、平成30年度、31年度に関しては実施設計を行っていくということです。また、平成32年度に工事を着手して、34年度から実際に体育館を使用していきたいということです。

今後のまちづくり条例の手続きとしましては、この後、開発事業の手続きになります
が、平成30年度から31年度頃を予定しています。実施設計のタイミングになります。

福井会長 : ありがとうございます。その他ご質問いかがでしょうか。

山川委員 : いただいた資料の中で、テニスコートを新しく作りますよね。限られた敷地の中で難
しい部分があるかもしれませんが、現在地面に計画しているテニスコートを構造化して、
今回計画させている建物の1層を新たに取得した敷地に移すという発想はできないの
ですか。

福井会長 : 難しい質問かもしれませんが、いかがでしょうか。

事務局 : テニスコートのために新たに取得した部分ですが、元は生産緑地で、都市計画上の用
途地域が第一種低層住居専用地域に指定されていますので、法的に10メートル以下で
なければいけないといった場所になります。そのため、体育館はどうしても1層で
も10メートル位の高さが必要になりますので、体育館建築には不向きな場所になりま
す。そのため、テニスコートを移設してまでも、申請のあった計画地に体育館を建築し
たいと説明がありました。なお、テニスコートの移設先は、矢川上公園という都市計画
公園に指定されているので、地下階を造ることができません。

福井会長 : ありがとうございます。その他、ご質問はいかがでしょう。

倉本委員 : 資料2の2ページの、(9)立川崖線への配慮ですが、立川崖線の再生を関係者と協力
して進めるとするのは、どういう意味でしょうか。植栽をして、それを大事にするとい
う意味ですか。それとももっとそれ以上の事があるのですか。

事務局 : 現状、立川崖線の再生について、どういった方と協力して進めるとことはもちろ
ん想定はできていませんが、基本計画上、当該地で植栽を進める上では、関係者と協力
して進めるといった規定がありますので、今後植栽計画をしていくにあたっては隣接す
る方等と協力して進めるといったことになると思います。

倉本委員 : すみません、私が伺いたかったのは、崖線を再生するというのはどういう意味ですか
ということ。崖線というのは崖の地形と一体となった植生や生態系だと思っているので、
崖線を再生するというのはどういうことですかというのを伺いたいのですが。

事務局 : 今回の回答としましては、植栽をする観点で、緑の基本計画の記載を引用しているの
ですが、実際に再生といった面については明確な回答は示されておりません。

倉本委員 : 国立市の考え方ということでも良いのですが。

事務局 : 市としても現状この部分について、どういった形で立川崖線の再生と繋げていくかと
いった観点は、担当部署においてもまだ、まとめられてはいないと思われま。

福井会長 : ここに書いてあるのは、基本計画に書いてあることを引用してあるだけで、具体的に
どうするかということを行っているわけじゃないということですね。

事務局 : そうです。

倉本委員 : 今回緑の基本計画の表現が曖昧だと私は思ったので、確認させていただきました。

事務局 : この回答については、事業者として、市の計画に沿って、植栽を計画していきたいと
の趣旨であると考えています。

倉本委員 : 市としては、それは崖線を再生するという意味ではなくて、崖線に応じて植栽を進め
るという意味だという理解でよろしいのですか。

- 事務局 : そうです。市として具体的にここにどういった形で植栽していくことによって、再生につなげていくかといったところまでは、議論は進んでいないですが、事業者としては、緑の基本計画でこういった方策が示されているので、これに沿った形で、植栽するとしたら進めていきますといった回答であると考えています。
- 福井会長 : ありがとうございます。その他ご質問はいかがでしょうか。
- 北島委員 : 公益の観点で、防災という言葉が多数出ておりますけれども、具体的に国立市の防災安全課と何かしらの協議をするとか、協議をする予定とか、そういうことがこの資料では見えてこないですけれども、その点はいかがでしょう。
- 事務局 : 現状で言いますと、特段建物内を使用させていただくとか、細かい点については学校側と市で協議はさせて頂いてないです。現状としては、陸上グラウンドを一時避難場所として使用させてもらうといったところだけで、前回包括協定を締結していると説明させていただきましたが、その項目として防災面についても規定していますので、今後も例えば新しい建物が出来て、具体的にそちらについて避難場所として活用させてもらいたいとか、そういった協議は行っていくことも考えられます。
- 北島委員 : あともう2つありますが、立川市の第三中学校が隣接していますが、こちらは立川市の広域避難場所か何かに指定されているのでしょうか。
- 事務局 : すみません、その点については調べていないのですが、おそらく広域避難場所ではなく、市立の学校になりますので、避難所として、指定されていると思います。
- 北島委員 : もう1点、29ページに幅員25メートルの都市計画道路、3・3・15号線とありますけれども、これが整備されると、昔立川基地と言われていた今の広域防災施設との直結が可能になりますので、防災施設として先程申し上げた立川第三中学校と複合的に考えても、かなり強烈的な防災施設になるのではないかと考えております。立川区域では現在、事業中だと思っておりますが、完成の目処及び予定というのは、いかななものなのでしょうか。
- 事務局 : こちらの都市計画道路ですが、平成28年度に策定した、向こう10カ年で優先的に整備する路線に位置づけられております。当該箇所に関しましては、矢川上土地地区画整理という都市計画の網かけがございますので、この藤村学園の敷地の部分に関しては、その区画整理の中で市が施行するという位置付けになっております。しかしながら、前後は都道の広幅員道路ですので、東京都の幹線道路としての位置づけがございます。
- この件に関しては、区画整理は昭和36年に計画決定したまま、なかなか進捗が図れない中で、現実的にはかなり課題が多く、計画の見直しを今後検討していく必要があると考えています。
- また、この道路に関しましては、東京都で北側からも事業を推進していくということで説明会もございました。しかしながら、この箇所は、前回も少しお話ししましたが、南武線との立体交差という部分で大きな課題が関係してきて、その辺は今回の議会の中でも大分議論がございましたので、今後そう時間をかけずに、何らかの方針として市でも検討していく必要があるという段階でございます。
- 北島委員 : ありがとうございます。
- 齋藤委員 : 今、北島委員から話が出ました都市計画道路についてですが、これはアンダーパスに

なるとか、そういうところまでの話は出ていないのですか。

事務局 : 具体的な話は出てございませんが、当該地の地形を見ますと、今の矢川都営団地がある敷地に比べまして、当該地の敷地は5、6メートルぐらい高くなっており、平面的に整備していくのはあまり考えられないので、道路が何らかの形で下に行く可能性は強いかと思えます。しかしながら、南武線をどうするかというところが最大の構造的なキーになってきますので、それを踏まえ、また周辺の地形を踏まえて、検討していく事になるかと思えます。

福井会長 : その他ご質問、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それではご意見に移りたいと思えます。ご意見がございましたら、お願いします。

大木委員 : 色々検討していただき、拝見させていただきまして、意見を申し上げさせていただくとすると、周辺のまちなみや環境から考えると、明らかに突出している規模であろうということは、間違いないと思えます。前提としては、まだ基本構想、実際の設計に入っておりませんので、これがこのまま建つという前提ではないと考えるべきだろうと思えます。

ただし、そうはいつても、体育館としてある程度の天井高が必要だということを、学園からご意見がありますので、トップの高さはそれほど変えられないということをお考えとすると、建物の例えば壁面の形とか、少し壁の位置をずらすとか、ボリュームをあまり大きな箱として見られないような、そういう工夫など何かしら必要だろうと思っています。

この審議会は、基本的にはこれだけの規模で、なおかつ公益的なものとしてどうかという判断をしたり、意見を述べたりするところなので、景観的な資産として、どう作っていくかということをお考えすべきだろうと考えています。その辺のところを今後の設計で留意していただきながら、進めていただきたいと思えます。

公益的なところを認めるかどうかということについては、資料4を市の方で作っていただきまして、市の方針として、文教の「教」ということで、知的資源を地域社会に還元し、活用することが重要であると謳っていますので、そういう意味では体育館を造ることによって、そういう知的資源というものを担っていくことを市として重視しているということでお考えれば、体育館を造るということは、違う意図ではなく、適合するのかなとは思えます。ただ、だからといって、大きいものを造っていいということには決してならないですし、このパースのまま仮に建ち上がったとすると、これは藤村学園さんにとって非常に厳しい声が、色々なところからおそらく寄せられて、次の建替えのときにはもっと厳しい状況が生まれるというのは容易に想像できますので、学園にとっても、非常に留意されることが賢明なのだろうと思えます。

福井会長 : ありがとうございます。他にご意見いかがでしょうか。

ないようでしたら、今日ご欠席の西村委員から、予めご意見をいただいておりますので、ご紹介いただけますでしょうか。

事務局 : 本日欠席されている西村委員から、ご意見をいただいておりますので、内容について読み上げさせていただきます。「1つ目としまして、市から示された考えを踏まえると、今回の計画建物については、公益上やむを得ない建築物として考えられる。2番目とし

まして、近隣住民への説明義務があるので、公益上やむを得ない建築物として34メートルという高さで計画することについて、十分な説明が必要である。3つ目としまして、公益上やむを得ない建築物として適用除外に扱うにしても、条例において規定している一般基準の19メートルの2倍近い高さを計画することは、条例の趣旨を鑑みると、通常であれば理解しがたい。また計画地全体の今後の具体的な建替え計画を見据えた中で、必要不可欠な施設がどれだけあるのか、これだけ体育館を積み上げた計画でなければならないのか、を事業者は明確に示すべきである。また、審議会案件としては最初なので、この案件に対する市の姿勢の示し方によっては、他の類似案件においてもこの案件が前例に使われ、今後条例が形骸化するおそれがある。4つ目としまして、市として条例により事業計画に対して市民が意見を出せる仕組みがあることをわかりやすく説明すべきである。配布された資料のみでは、一般の市民は理解しづらい。またもっとイラスト等により工夫して、わかりやすい近隣住民用のパンフレットを作成し、市民に対して周知すべきである」。

これら4項目について、ご意見をいただいております。

福井会長 : どうもありがとうございました。4番目は事務局の話ですので、今回でいうと、1から3というところでご意見をいただいております。

この建物の公益性をどう判断するかというところが、前回も議論になっておりました。市の方も、資料2の4ページ、学校の公益性ではなくて、今回の計画建物の公益性を、きちんと説明してくださいというお願いをしているわけです。その結果としては、やはり学校としての必要性を重点的に書いていて、建物の公益性としては5ページの上から3行目から3行ぐらい記載がありますか、広域避難場所の話が出てくるぐらいです。これをこの審議会でどう判断するかということかと思えます。

という情報が出てきたところで、もう少しご意見がいただけるとありがたいのですが、いかがでしょうか。

大塚委員 : 今、おっしゃっていただいたように、どちらかという教育的な部分の公益性というものにされているのかなという感触はありますが、防災面という意味で公益性があるという、そこら辺をどう見るかということだと思います。確かに公益性はあると思いますが、それがやむを得ないというレベルに届いたかという、その点については、個人的には若干疑問が残るなというところですね。やむを得ない建築物ですよという判断を示すにしても、ある程度ぎりぎりの判断であるというところをご指摘いただいた方がいいかなと。

福井会長 : ありがとうございます。ぎりぎりというのはどのようなことでしょうか。

大塚委員 : やむを得ないまではいかないのではないかという気もします。しかし、建物を建てたいという気持ちも、わからなくもないというか、それを前面に出してもしょうがないのですが、結構内部的な必要性の方が、藤村学園としてもあるのかなと感じました。

福井会長 : 学園にとっては事業として必要であるということはあるでしょうね。それを藤村学園さんの資産だけでなく、国立市にとっても知的資産でもあり、必要があるという、そこに公益性をどう認めるかということですね。

室内委員 : この公益性があるか、そうでないかという評価を判断しなければならないことにあた

り、この件以外でも公益性について、今後判断しなければならないことがある可能性があると思います。

そのため、フォーマットまではいかないまでも、前回の1月13日にいただいたような、公共性を判断する項目を上げておいて、何項目ぐらい当てはまると、公共性があるというような、わかりやすい、市民の方にも納得できるようなものが準備してあると良いと思いました。

それにプラスして、今回資料4で付けていただいたようなものがあると、もう少し理解を求める上では良いのではないかと思います。そうすると建物の高さを判断する際に、公益性が認められ逆に高層な物件ができる可能性もあるので、公益性をどう考えるかが重要になると思います。前回の1月13日にいただいた資料以外にも、項目を検討し増やすことも出てくるような気がいたします。

福井会長 : ありがとうございます。公益性をもう少しブレイクダウンといいますか、具体的な項目に落とし込んでいってどうなのかというようなガイドがあると、もう少し判断しやすいのではないかと。これは今後は是非やっていきたいですね。

山川委員 : 学園側が実現したい施設の規模や工事期間中のやりくりという考えがあって、こういう計画が出てきていると理解します。それを分解していくと、一番コアになるのは、16メートルの高さが必要な新体操の体育館で、制約を外せば、新体操の体育館1棟だけであれば、おそらく19メートル内に収まると思います。それがなぜか34メートルになるという、ここのところの納得感が得られないのですね。そのため、例えば今みたいな集約で考えると、バレーとバスケットボールを今やっているところを、次に建替える。新しい体育館に次建替え予定の競技場を持ってきて、建てるというんですね。それであれば、工事中、その競技をするとき、例えばバレーボールとバスケットボール等、代替の設備を探して、そこを使えば済むのではないかと。そうすれば、16メートルの高さが必要な新体操の体育館も、わざわざかさ上げする必要はないのではないかとか思うわけです。だから、そこら辺のところ、11階建てのマンション程度の高さというのを、説明がもうちょっと丁寧にしていただかないと、ちょっと納得できない、難しいかなと。要所、要所は良いと思いますけど、結果的に見たら、イメージ的にそうになってしまうのではないのでしょうか。さっき言ったみたいに建替えの話しだったら、その間どこか違う施設を使うとか、そういうことが本当にできないのですかという。

福井会長 : その点は、資料2の3ページに少しヒントがありまして、2) 4号館と同程度の高さにできないかという質問に対する回答の、最後の3行ですけれども、「今回の計画では、本学園で輝かしい実績を上げている新体操競技部と、次回建替え予定の5号館を使用しているバレーボール部・バスケットボール部が使用できる体育館が絶対条件となります」と、先程の16メートルの新体操の競技場をつくりたいということと、次の建替えを想定すると、5号館はそこで代替の活動ができないので、それを先に確保しておきたいということが、はっきり書いてあるのです。だからこれを認めてあげないと、そもそもこの計画が成り立たないのではないかなと。ここは酌んでさしあげるべき事情ではないかと。

喜連委員 : 私、今度の計画はいわゆる学校としての公益性と、施設としての公益性を分けてやる

うということで、説明に出ていたのですが、今日までの回答を見ますと、要は学校法人が公益法人になることは論を待たないわけで、それを構成する機能といますか、それが問題で色々やっていたのですが、今日の市の説明でほぼ、学校法人の主な機能を構成する具体的な施設は、当然付随して公益性があるというふうに感じました。したがってこれは、適用除外の中で処理していいのではないかという感じを持っております。

福井会長 : ここまでのご意見ですと、公益性を認めて適用除外とすること自体については、あまりご異論がないようですので、その方向で進めていきたいと思えます。そうすると次は程度の問題がある。このまま3.4メートルで認めて良いのか、もう少し低くするように頑張れと、先ほど大木委員からボリューム感の話がありましたけれども、高さそのものについて議論したという形で、その辺について、もしお考え等ありましたら、ご意見いただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

もう一度構成を確認しますが、前回の資料ですね。階の構成がどうなっているかというところについて説明をお願いします。

事務局 : 前回の資料をお持ちの方は、当日配付資料2をご覧いただければと思えますが、断面の構成としましては、まず体育館1の部分ですが、高さとしては12.5メートルです。これが地下1階と1階部分になります。また1階部分には、エントランスと多目的ルームが附帯しています。多目的ルームについては、天井高としては5メートルになります。また2階部分につきましては、多目的ルームが2つ、2と3が入る形になりますが、ここについては天井高5メートルになります。それと3階部分になりますが、先ほどから挙げられています新体操で主に活用する部分になりますが、天井高としては16メートルになります。それぞれ天井と床部分が2.5メートルほど計画されていて、それぞれ積み上げていくと、地上部としましては34.2メートルという形になっております。

福井会長 : ありがとうございます。

少々わかりづらいですが、3階建てであって、1階と3階に体育館、2階に多目的ホールが真ん中に挟まってるという構成になります。

これまでの住民説明会のご意見として、住民の方が記入されているのを参考にすると、現時点で、一番高い4号館を基準にして考え高さをそろえることもあるかと思えます。高さ関係の議論をすれば、今の案では建物内に体育館1と2というのがあります。この天井高を下げるとはいかないので、もし高さを調節すれば、2階部分をどうするかという話だと思いますけど、そこまで踏み込んで言うか、言わないか。

北島委員 : 前回、今日のこの資料を見たとき、観音委員さんがおっしゃった北側斜線、南側斜線みたいな発想で圧迫感を軽減したらどうかというような意見があって、私もそれは現実的で素晴らしいアイデアだと思ったのですが、そういう発想ができないかなど。やはり南側の人たちが圧迫感が強烈にあるということであるならば、やはりその部分、後退もできないのでしたら、下から見える部分に関して、少し天井部分が下がるような形であれば、大分印象が違わないかと思えます。ロビーの天井がそんなに高い必要はないのではないかと思います。

福井会長 : ご意見としては、この高さを認めた上で、南側のボリューム感ですとか配置を少し検

討することによって、壁のような印象を軽減するというのであれば、認められるという。

北島委員 : 私はそう思います。

福井会長 : 他にご意見はありますか。

大木委員 : 規模の話になると、仮にこの多目的ルームの2層目を他のところへ代替するとしても、今、階高が7.5メートルという計算になりますので、それでもやっぱり23メートルとか、それぐらいの高さにはなると。先ほど会長がおっしゃったように、この体育館1と2という高さは確保しようということにすると、どんなに頑張っても27メートルぐらいのものは建てざるを得ないという状況を考えるのであれば、北島委員がおっしゃったように、例えば屋根の形状を少し工夫するとか、体育館2のところも、プランだけではどうなるかわからないですけれども、例えば観客席の上は少し天井を低くして、ボリューム感を同じように下げる工夫をするとか。そういった工夫は、多分余地としてはあるのではないかと考えていますので、その辺はぜひお願いしたいと思います。

福井会長 : ありがとうございます。

大木委員がおっしゃっていた27メートルは、27メートルまで下げるという意味じゃなくて34メートルでよいということですね。

大木委員 : そうです。はい。

福井会長 : そのかわりに、南側の形状を工夫せよということですね。

大木委員 : 南側といいますか、全体のボリューム感です。建物形状で今の図面で、60メートルぐらいの横幅がありますので、これが一律に壁のようになると、本当に倉庫のようなものが建ち上がってくるように見えると思います。その状況は何としても避けたいと、そうになってしまうと周辺の方々の問題も含めて、認めるのは難しいと思います。

事務局 : 今、北島委員と大木委員がおっしゃっていたところですが、事業者のほうから高さの話をした際に、今言われたロビーであったり、南側に現状だと倉庫があるのですが、これについては3層目のところになるのですが、倉庫部分が体育館2の16メートルの天井高がある必要はないので、そういうところについては削れる余地は十分あると、このロビーも一部については削れる余地としてはあると聞いております。

福井会長 : この図面でいうと、体育館2の奥行きと延長が30メートルと50メートルになっていますけれども、この四角の部分について高さが16メートルあれば良いのであって、その他の付帯設備については、そこまで必要ないということですか。

事務局 : 体育館の部分については厳しいところがあるのですが、周りの部分については、それほど天井高が必要ないので、抑えることができるということです。

福井会長 : はい、わかりました。ここまで来たのですが西村委員からのご意見を改めて確認しておきたいのですが、我々この審議会は公益上やむを得ない建築物として近隣住民の方へ説明義務の責任があるということと、これが最初のケースなので、前例になるわけですが、きちんと議論をして、公益性が議論できたということをお示しするという責務が、審議会にあるということが記載されています。例えばですけれども、厳しい審議会であれば、建築物の高さを下げろと言うこともできる、2層目をやめろということもできると思うのですが、そこまでは言わないという判断もあるので、公益

性のある学校法人に対して、どこまで言うのか、それをどの辺に設定するかというところは、初回でなかなか難しいところです。実は私が想定していたより皆さんのご意見がマイルドなので、そういうものかなと思っているのですが、基本的に今日のご意見ぐらいのところ、皆さん納得感があるのかどうかということを知りたいのですが、今日まだご意見をおっしゃっていない方はご発言をお願いします。

杉田委員：この資料2の審議会の意見に対する見解についてで、この3つで言われていることが、大体のご意見だと思っております。だから全体の景観というか、外部からの見え方というのと、植栽をちょっと注意してもらえれば、あとはいいのではないかと思います。公益性はもちろんありますから。

室内委員：すみません、私はやっぱりもうちょっと説明の努力をしていただきたいと思っております。

それで、資料2の27ページの、この写真に体育館の形を入れたものを見ますと、これは東側から見た図になると思っておりますが、この外形はやはり相当なボリュームがありますので、公益性があるから理解してほしいというだけでは周辺の市民の方からの理解は難しいのではないのでしょうか。

建替え全体の計画や、色々な工夫をしていることや譲歩していることなど全体的に説明努力をしていただくということ。また、先ほどからいくつか出てはいますが、ロビーを削れるとか、倉庫の位置を変更を検討するとか、細かいことではあるのですが、あらゆる角度から考慮検討している姿勢が、話し合いのテーブルに着く最低の前提になるのではないかと思います。

あと、先程、新しいテニスコートの方に建てる案で、高さ制限10メートル以下でないとならないとか、地下はだめという規制があるということでしたが、敷地内の条件を明確に説明する。都市計画道路の開通と、現在のトラックの使用がからみますが、南側で住宅への圧迫感の対策として敷地内利用の再検討等、もう少し努力して欲しいと思っております。

福井会長：ここまでのご意見の感想をまとめさせていただきますと、高さについては申請どおりの34.2メートルでやむを得ないと考える。学校法人としての公益性も資料から認めるということでもありますけれども、実際に建築物としての形状ですとか、圧迫感の観点からすると、現状では大変問題が多いということから配置ですとか、壁面の形状については十分に配慮、検討していただいて、その経過についてきちんと住民の皆さんに遅滞なく御説明する。それについては決まったことでなくて、こういう検討もしているのだと、丁寧に説明いただくということを付帯意見として認めるという方向ではないかと捉えました。足りないところあるいは少し違うところがありましたら、補足していただきたいのですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

では、もう一回言いますと、本件は申請どおり、34.2メートルという高さについて、公益上やむを得ない建築物として取り扱うということにしたいと思っております。それから開発構想と景観構想につきましては、建物の必要なボリュームをきちんと精査されて、少しでも周辺に対する圧迫感を軽減し、ボリューム感といいますか、存在感を減らすということについて、努力をしていただきたい。それから、その検討結果につきましては、住民の皆さんに丁寧に説明していただくということを条件にして、まとめて承認する

ということにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

また、まとめ方については、今、口頭で申し上げましたので、少し整理させていただきました。最終確認していただくことになると思います。

それではこれで、諮問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

観音委員 : これは次回も検討するのですか。

福井会長 : 諮問としてはこれでおしまいになります。

観音委員 : やはり、単なる箱という提示じゃなくて、もうちょっと配慮して、努力してというのを示してもらいたいなという。これ、全くの四角い箱ですからね。

福井会長 : その経過についてはいつ確認できますか。

事務局 : いつの段階で審議会にお諮りするかというのは、また難しいところですが、かなり計画の構想の前段で出されているので、経過としてはいずれかのタイミングで、委員の皆様にご報告したいと考えていますが、色々な段階が想定できると思います。説明会で降ろす基本設計時に、皆さんに御確認いただくということもありますし、また通常のまちづくり条例の手続で考えますと、開発事業の事前協議書というものが出された段階で、その後、こちらの審議会で見えていただくといった考え方もありますが、どういたしましょうか。

福井会長 : いつの機会をもって、改めてこの審議会に、審議させていただきたいというようなご要望です。

事務局 : 長い期間置いてしまうと、かなり進んだ段階になってしまいますので、ある程度前段で、また見ていただくのが良いのかと。

福井会長 : できればというか、必ずですけれども、その意見を反映できるタイミングでやっていただきたいと思います。最初の案件ですので、なかなか難しいと思いますが。

大木委員 : 公益上やむを得ないものに対する考え方については、ちゃんと議論した方が良いかなと思っています。基本的には公益上やむを得ないものというのは、伝家の宝刀だと思えますので、本当にやむを得ない場合は使えますよというものでないと、やはりおかしいと思います。そういう意味では、今回の場合で進むと、学校法人が造るならば、何でも認められるってというような懸念が出てしまうので、そういう意味では公益上やむを得ないというのは、どういったものであるのかということ、ちゃんと議論した方が良いかなと思います。

福井会長 : そうですね。

大木委員 : イコール高さには、多分ならないと思うので。

福井会長 : その辺につきましては、事務局の方で原案をつくっていただきまして、この審議会にかける案件だけでもご審議やらせていただくということで準備していただければと思います。

そのほか、よろしいでしょうか。

では、3のその他でありますけれども、いかがでしょうか。

事務局 : 本日お配りしています開発事業手続台帳と案内図をご覧ください。

前回もご説明させていただきましたが、この開発事業手続台帳は都市計画課窓口とホームページの方で公表しております。今年度の案件の経過を説明させていただきました。

前回は28-7、一橋大学さんの計画までございましたが、その後3件手続を開始しております。その中で、28-8、(仮称)国立市・谷保マンション新築計画、こちらについては高さ20メートルを超える計画になりますので、大規模開発事業となります。第1回の審議会の際に、高さについては建築物の高さの基準が定められるといったところがありますので、景観条例で定められています重点地区候補地の20メートル以上、もしくは高さが定められていない地域の31メートル以上については、本審議会でご意見を伺わせていただきたいと思いますとしておりましたので、こちらについては事務局で手続を進めさせていただいております。

具体的な場所をお示しさせていただきます。28-8と書いた資料をご覧くださいと思います。ちょうど東側に谷保天満宮が位置する場所になります。甲州街道沿いになりまして、7階建ての21.7メートルで計画されております。共同住宅の分譲マンションとして計画されています。本日、市から指導書を交付しまして、今後開発事業の手続き等を行っていく予定となっております。

福井会長 : ありがとうございます。

事務局 : 審議会の今後の日程について、お伝えします。前回の審議会において、本日と5月、7月の審議会の予定について、通知させていただきましたが、次回5月につきましては、5月15日月曜日の夜になります、午後6時半から開催予定となっております。現状、審議案件となるような案件について、事前相談は来ておりませんが、引き続き手続等がありましたらお知らせして、この日程で開催させていただきたいと考えておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

また、7月以降の日程につきましては、再度年度明けに、できれば今と同様で2カ月ごとに予定を事前に入れさせていただきたいと思いますが、再度調整させていただきますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

福井会長 : ありがとうございます。

そのほか何かありましたら、ご発言を。よろしいでしょうか。

それではないようですので、議事は全て終了しましたので、これをもちまして閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

(午後3時30分) 以上